

参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)午後一時五十一分開会

委員の異動

本日委員江田三郎君及び龜田得治君辭任につき、その補欠として、戸叶武君及び三橋八次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

青山 正一君
戸叶 武君
三浦 辰雄君

委員

雨森 常夫君
小西 英雄君
関根 久藏君
宮本 邦彦君
横川 信夫君
河合 義一君
清澤 俊英君
三橋八次郎君
溝口 三郎君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 大石 武一君
農林省農林局長 安田善一郎君
農林省農地局長 小倉 武一君
事務局側
常任委員 安樂城敏男君
会専門員

○理事の補欠互選

本日の會議に付した案件

第八部 農林水産委員会會議録第九号 昭和三十一年二月二十一日【参議院】

○参考人の出席要求に關する件
○農業協同組合整備特別措置法案(内閣送付、予備審査)
○農業改良資金助成法案(内閣送付、予備審査)
○農地開闢機械公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○理事(三浦辰雄君) では、ただいまから農林水産委員会を開きます。
最初に委員の変更について御報告いたします。江田三郎君及び龜田得治君が辭任せられ、戸叶武君及び三橋八次郎君が選任されました。

次に、江田三郎君の委員辭任に伴い、理事一名欠員になっております。その補欠互選を行いたいと思ひます。互選の方法は成規の手続を省略して、委員長において便宜指名いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○理事(三浦辰雄君) 御異議ないと認めます。それで私から戸叶武君を理事にお願いいたします。
(理事三浦辰雄君退席、理事戸叶武君着席)

○理事(戸叶武君) 江田君がイギリスに参りますので、江田君にかわつて理事を務めさせていただきます。
また、きょう朝、棚橋委員長から病気で上京がおくれるから、委員長を頼むという電報が参りましたが、皆さんよろしくということであります。

○理事(戸叶武君) 次に参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。農林漁業金融の現況及び今後の見通し等に關する件について、農林金融公庫及び農林中央金庫の關係者を参考人として出席を求め、意見を聞くことに御異議ございませんでしょうか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○理事(戸叶武君) 御異議ないと認めて、さう決定いたします。
なお、参考人の選定及び時日その他の手続等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんでしょうか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○理事(戸叶武君) それでは農林協同組合整備特別措置法案を議題にいたします。
本法律案は去る二月十六日、内閣から閣法第五十三号をもつて予備審査のため送付、同日当委員会に予備付託になったものであります。

まず提案理由の説明を聞くことにいたします。
○政府委員(大石武一君) ただいま議題になりました農林協同組合整備特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

わが国の産業を振興いたすためには、農業協同組合の整備強化をはかる必要があることは今さら申すまでもないところであります。従つて政府といひましたも、農業協同組合の整備強化につぎましては、鋭意努力を重ねて参つておるものであります。御承知の通り、特に経営が不振な農業協同組合につきましては、すでに昭和二十六年から農林漁業組合再建整備法によりまして、強力にこれが再建整備をはかることといたしました。

この再建整備措置は、本年三月末をもって終了したことになりますが、同法の適用を受けた二千四百八十の単協及び百四十二の連合会の再建整備は多くの効果を上げ、法定目標であります増資と固定化資産の資金化もおおむね良好な成績をおさめており、二十九年度末までに単協五十三億圓、連合会百八億圓の増資が達成されました。すでに再建整備の目標を達成し、二十九年度から奨励金の交付を打ち切られたものも、百五組合に達した次第でございます。まして、本年三月末の法定期間終了時には同法の適用を受けた組合の大半が再建整備の目標を達成し、ほぼ所期の目的を完遂いたすものと信ぜられます。

また連合会の整備促進につぎましては、農林漁業組合再建整備法によりまして再建整備措置が、ただいま申し上げましたようにおのおの順調に進捗して参つておるものであります。連合会はいずれも多額の欠損金を有しており、また同法による再建整備方式のみをもつてしまつては、真にこれらの連合会の健全な発達を期するには、なお必ずしも十分ではないことにかんがみまして、昭和二十八年八月に、農林漁業組合連合会整備促進法を制定し、従来の再建整備の方式を確實に実行せしめるとともに、累積した欠損金の克服を目標としてこれが整備をはかることといたしました。すでに整備を要する県経済連の大部分の指定を終え、目下鋭意その整備に努めている次第であります。

以上申し述べましたように、政府といたしましても、農業協同組合の整備強化につぎましては、従前から努力を傾けて参つておるものであります。いろいろの原因によりまして、今なお総合農協の一部は遺憾ながらその経営が不振で、本来の目的を十分に果してない実情にありますので、これらの農業協同組合につきましては、おおよね五カ年間のうちにすみやかにこれが整備をはかることといたしまして、本法案を提出した次第であります。

次に本法案のおもな内容について御説明申し上げます。経営不振の農業協同組合に対しましては、元來都道府県農業協同組合中央会の指導を強化することを基調といたすべきものでござい

ますが、本法は、特に経営不振の程度がはなはだしいもので自主的に整備の意欲の強いものにつぎまして、経営不振の原因に即応して、都道府県の助成により、次の特別の措置を講ずるものであります。

すなわち、第一に、役職員の強化を必要とする農業協同組合に対しましては、駐在指導員による指導を行い、第二に、累積された多額の欠損金を有す

る農業協同組合に對しましては、信連がこれらの農業協同組合に對し、繰越欠損金に見合う債権の利息を減免する等積極的な援助を行うことを期待し、その援助を行う信連に對して元本の五分以内を補助する措置を講じ、第三に、経営規模の過小な農業協同組合に對しましては、都道府県知事がその合併を勧告し、その勧告に従つて合併いたしました場合に奨励金を交付する措置を講ずることとしたし、政府は、都道府県がこれらの助成を行うのに必要な経費についてこれを補助いたすこととしておるのであります。

この法律によりまして整備を行おうとする農業協同組合は、都道府県に設置する農協関係者等の組織する協議会等の指導を受けて整備計画を樹立し、都道府県知事の認定を受けることとしたしておりますが、本法による農業協同組合の整備は、これを急速に行う必要があり、昭和三十二年三月三十一日まで立てることとしたしております。この整備計画におきましては、おむね五カ年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補てんを目標とするにいたしてあります。整備につぎましては、組合の自主的な努力を強く期待することは言うまでもございません。

このほか法人税法の特例を設けまして、その整備計画が適当である旨の認定を受けている農業協同組合につきましては、所得の計算上、整備期間中欠損金の繰り越しを認めることとし、また、その税負担を軽減し、整備の目標の達成を容易にいたしておる次第であります。

以上が、本法案のおもな内容でございますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(戸叶武君) 本法律案の審査は、日を改めて行うことにいたします。

○理事(戸叶武君) 次に、農業改良資金助成法案を議題にいたします。

本法律案は、去る二月十七日閣内閣法第五十六号をもつて予備審査のため送付、同日当委員会に予備付託になったものであります。

まず、提案理由の説明を聞くことにいたします。

○政府委員(大石武一君) 次に、議題になりました農業改良資金助成法案の提案理由を御説明申し上げます。

申すまでもなく、農業改良のための補助金、特に直接農家に交付されるものは、いわゆる奨励補助金であり、新技術の導入に当り、そのための資本投下を要する場合に一定の危険負担を伴いますので、無償の資金を与えることによつて技術導入を円滑ならしめるためにとられていたものであります。対象となる技術が相当な普及度を示した場合は、一般農業資金による農家の自主的な施行にゆだねられる建前とされております。

しかしながら現在の補助金の対象となつております事業の中には、ある程度の普及度を示し、補助金の対象とする理由は逐次稀薄となりつつある反面、なお、若干の技術上の危険も残り、單純に一般農業資金による農家の自主的な実施にゆだねる段階には距離がありますため、何らかの奨励施策を

続ける必要のあるものが相当数存在しております。従いまして、補助金と一般農業資金の中間段階に、農業者が自主的に農業経営の改善をはかるため、能率的な農業技術を導入するに際しまして、都道府県がこれに無利子の資金を貸し付けるといふ新しい奨励制度を創設し、従来の補助金制度と並んで農業経営の改善と農業生産力の発展の財政的支柱となすことが必要であると考へますとともに、あわせて現在の補助事業に對して提起されている各種の批判にもこたえんとするものであります。

また、現在組合系統資金に相当余裕金があり、経営改善のための農機具、畜舎等の各種固定施設に對しまして、農家の側にも多大の資金需要があるものであります。リストラその他の理由から、これらの施設に對する系統資金の融通に円滑を欠く場合が少なくない認められますので、この際農業者が自主的に農業経営の改善をはかるため農業改良に必要であり、かつ、普及事業の指導の対象とすることが適当な固定施設を導入するに際しまして、都道府県が系統融資の債務保証を行うという制度を設けることにより、農業協同組合の農業者に對する融資を円滑ならしめ、その余裕金の活用をはかることが適切であると考えられる次第であります。

この法律は以上の理由によりまして、無利子の技術導入資金の貸付と農業協同組合からの施設資金の借入に對する債務保証を行う都道府県に對しまして、政府が必要なる助成を行う制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増進に資することを目的といたします。

たしてあります。

次にこの法律の内容を御説明いたします。まずこの法律の対象といたします資金を技術導入資金と施設資金に分けて、それぞれ定義いたします。また、都道府県が農業者またはその組織する団体に對する技術導入資金の貸付またはこれらのものが農業協同組合から施設資金を政令で定める利率、償還期間、及び据置期間で借り受けることにより、当該農業協同組合に對して負担する債務の保証を行います場合には、政府は当該都道府県に對し、予算の範囲内において必要な資金の一部を助成することとしております。

技術導入資金の貸付につきましては、貸付金の一農業者等ごとの限度、利率及び償還期間を定め、又保証人、貸付の申請及び貸付を行う場合を規定いたしますとともに、貸付金の目的外使用等の際における一時償還、災害その他政令で定めるやむを得ない理由による支払いの猶予及び違約金について定めております。

次に施設資金を借り受ける場合の債務保証についてであります。当該都道府県は債務保証規程を定めて、農林大臣の承認を受けることとし、また保証債務の合計額の限度及び一般保証人の債務保証の限度を規定するとともに、債務保証の申請及び債務保証を行う場合を定めております。

また、都道府県がこの事業を行う場合には当該事業の経理は特別会計を設けて行わなければならないこととし、その歳入歳出について規定するほか、保証債務の弁済金の財源につきましては、これを基金として特別に管理することを定めております。

以上が、都道府県が当該事業を行います場合に、その事務の一部を農業協同組合連合会に委託することができるといたすとともに、国が都道府県に交付する補助金の額及び都道府県が当該事業を廃止いたしました場合の政府への納付金について規定いたしました。

なお、附則におきまして耕土培養法及び水稻健苗育成施設普及促進法の助成規定に必要な改正を加へることとしたしてあります。

以上がこの法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(戸叶武君) 本法律案の審査は、日を改めて行うことにいたします。

○理事(戸叶武君) 議題に追加して、農地開発機械公同法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

法律案は、昨二月二十日閣内閣法第六十六号をもつて予備審査のため送付され、即日当委員会に予備付託になったものであります。

まず、提案理由の説明を聞くことにいたします。

○政府委員(大石武一君) 次に議題になりました農地開発機械公同法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昨年八月に公布されました農地開発機械公同法に基きまして、同年十月、農地の造成及び改良の事業の効率化に資することを目的とする農地開発機械公同が発足いたしました。本公同は、目下その業務に鋭意専念し、その目的

の達成を期してある次第であります
が、一方わが国の酪農の合理的かつす
みやかな発展をはかるためには、外国
産の優良な乳牛を輸入して、これを国
内の適地に導入することが肝要である
と考えられます。この点にかんがみま
して、政府は、従来から優良乳牛の輸
入を行なってきたのでありますが、今
回さらにより多くのジャージー種の乳
牛の導入をはかるため、国際復興開発
銀行から融資を受けて農地開発機械公
団が乳牛を輸入することにいたし、こ
れを機械開墾地区を含む集約酪農地域
に導入し、もって農業経営の合理化と
農業生産力の発展に資せんとするもの
であります。さしあたり八十八万二千
ドル相当額の融資を受け、三カ年計画
をもつて五千頭のジャージー種の乳牛
をオーストラリア等から輸入し、これ
を都道府県を通じて北海道の根釧地区
周辺地域、青森県の上北地区周辺地域
その他の集約酪農地域の農家に導入い
たす予定であります。

なお、このほか、農地開発機械公団
の保有する機械等のより一そう効果的
な運用をはかるために、本来の業務に
支障のない範囲内において、当該機械
等を道路工事等の農地の造成または改
良の事業以外の事業の用にも供するこ
とができるようにし、もつて本公団の
健全なる運営に資せしめたいと存する
ものであります。

以上が本法案を提出いたしましたゆ
えんであります。以下簡単に法案の
内容を御説明申し上げます。

第一に、農地開発機械公団の業務の
範囲を拡張しまして、公団は乳牛を輸
入し、これを集約酪農地域にかかると
地方公共団体に売り渡すことができるこ

といたし、またこれに伴ひまして、
本法の目的を改めたのであります。

第二に、農地開発機械公団は、その
保有する機械等を本来の業務の遂行に
支障のない限り、農地の造成または改
良の事業以外の用に供することができ
ることとしたのであります。

以上が本法案の内容であります。御
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御
可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(戸叶武君) 本法律案の審査は
後日に譲ります。

都合によつて残余の議事は後日に回
し、本日はこれをもって散会いたし
ます。

午後二時十一分散会

二月十八日本委員会に左の案件を付託
された。

一、北海道天の川地区土地改良事業
施行に関する請願(第三九二号)

一、北海道石崎漁港修築工事施行等
に関する請願(第三九三号)

一、北海道遠別漁港築設促進に関する
請願(第三九四号)

一、北海道根室未開墾地域の農業開
発に関する請願(第四一五号)

一、北海道元地漁港築設に関する請
願(第四一六号)

一、北海道福島漁港修築工事継続等
に関する請願(第四一七号)

一、かんがい排水機設置等関係負
担に関する請願(第四三五号)

一、新農業団体設立反対に関する請
願(第四五三号)(第四五四号)(第
四五五号)

一、大分県西国東干拓建設事業予算
に関する請願(第四五六号)

一、農地改革行過ぎ是正に関する請
願(第四六四号)

一、宮城県田尻川沿岸地域のかんが
い排水総合改修事業促進に関する
請願(第四六五号)

一、伝食研究所設置に関する請願
(第四八一号)

一、農産物価格安定法の一部改正に
関する請願(第四八五号)

第三九二号 昭和三十一年二月六日
受理

北海道天の川地区土地改良事業施行に
関する請願

請願者 北海道檜山郡上ノ国村
長 鏡寿市外一名

紹介議員 木下 源吾君

上の国村における農業の実態は、水田
経営農家六百三十戸、一戸当り水田八
反であり、畑作は急傾斜の海岸地帯の
耕地で平均四反五畝、田畑合計平均一
町二反五畝という零細農業であるた
め、農家経済は困窮を極めており、こ
れが打開は是非とも必要であるが、幸
い近辺に天の川治水工事完成(昭和二
十八年春)に伴う廢川敷地及び民有地
があつて、これが五百五十町歩にわた
る造田可能地であり、外に補水、区画
整理、客土、排水等の実施をすれば五
百町歩が造田可能地となり、合計千九
十町歩が浮き上り、上ノ国村の農業を
豊にすることができるとはかりでなく食
糧自給自足の線を超えて相当量の供出
も可能となるから、本地区の土地改良
事業を国費をもつて早急に実現せられ
たいとの請願。

第三九二号 昭和三十一年二月六日
受理

北海道石崎漁港修築工事施行等に関す
る請願

請願者 北海道檜山郡上ノ国村
長 鏡寿市外一名

紹介議員 木下 源吾君

上ノ国村内の石崎、汐吹の両漁港は、
災害のため破壊され利用度を半減され
ている実情であり、はなはだ遺憾であ
るから、両港の災害復旧及び改良拡張
工事等を実施せられと共、石崎港
に灯台を設置して沖合漁業の進展並び
に海難事故防止を期せられたいとの請
願。

第三九三号 昭和三十一年二月六日
受理

北海道遠別漁港築設促進に関する請願

請願者 北海道天塩郡遠別町長
茂野三郎外一名

紹介議員 木下 源吾君

遠別漁港は沿岸屈指の有望漁港であ
り、沖合には未開墾魚田(武蔵地)の宝
庫を擁しているがこれが開墾の根拠地
としても遠別漁港は最適であるから、
昭和二十八年から第一種漁港として工
事に着手した本港の予算を増額し、す
みやかに築設工事を完成せられたいと
の請願。

第四一五号 昭和三十一年二月六日
受理

北海道根室未開墾地域の農業開発に関
する請願

請願者 北海道根室郡根室町常
盤町三ノ二八根室未開
墾地域開発促進期成会
内 西村久雄

紹介議員 木下 源吾君

北海道根室支庁管内には広ぼう二十五
万余町歩の未開墾原野が放置されてい
るが、これを開発すれば人口、食糧對
策上国家の政策に益するところ大なる
ものがあるから、(一)農業経営確立資
金の特別融資を図ること、(二)特殊気
象地帯農業振興に関する立法化の実現
を期すること、(三)機械開墾事業の第
一次実施地区として「別海村、床丹第
二地区」は試験農場として指定された
が、これと同様有望地区である同村内
の床丹第一地区、矢日別第三地区、標
津村茶志骨地区に対しても第二次実施
計画地区として拡大実施すること、
(四)酪農振興法に基く高度集約酪農地
区として有望である「根室内陸」根室
半島」の両地帯を高度集約酪農地区に
指定すること等の実現を期せられたい
との請願。

第四一六号 昭和三十一年二月六日
受理

北海道元地漁港築設に関する請願

請願者 北海道礼文郡香深村長
野村太市外二名

紹介議員 木下 源吾君

北海道元地港は昭和二十七年において
第四種漁港に指定せられ、さらに翌二
十八年度には実測完了をみたが、いま
だ漁港築設工事が実施せられないのは
まことに遺憾であるから、本漁港の魚
田開墾港であると同時に避難港として
持つ重大使命にかんがみ、昭和三十
一年度にはぜひ着工せられるよう特段に
措置せられたいとの請願。

第四一七号 昭和三十一年二月六日
受理

北海道福島漁港修築工事継続等に関す
る請願

農地開發機械公団法の一部を改正する法律

農地開發機械公団法(昭和三十年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農地の造成及び改良の事業の効率化」を「農業経営の合理化と農業生産力の発展」に、「運用を行うこと」を「運用を行い、あわせて輸入に係る乳牛を地方公共団体に売り渡すこと」に改める。

第十八条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公共団体に対し、輸入に係る乳牛の売渡を行うこと。
第十八条に次の一項を加える。

2 公団は、前項に掲げる業務のほか、その保有に係る同項第一号の機械及び器具の効果的な運用を図るため必要があるときは、同項第一号及び第二号の業務の円滑な運営に支障のない限り、当該機械及び器具を、農地の造成又は改良の事業以外の事業で当該機械及び器具を使用することを相当と認めて農林大臣が指定したものをを行う者に貸し付け、又はその者からの委託を受けて当該指定に係る事業を行うことができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十一年二月二十三日印刷

昭和三十一年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局